

## ◇ ゴルフ会員権の譲渡

**Q** : 私は、経営破たんして会社更生したゴルフ場の会員権を持っています。会員権の譲渡損が他の所得と損益通算できるうちに、会員権を売ろうと想着っていますが、切捨てになった預託金はどのような取扱いになるのですか？

**A** : 預託金の切捨てがあっても取得費には何ら影響はありません。

### 【解説】

ゴルフ会員権の譲渡損と他の所得との損益通算が認められなくなるのではという噂がかねてからありますが、今年度については改正がありませんでしたので、今までどおり、その譲渡損は他の所得と損益通算することが認められます。

ところで、民事再生法や会社更生法に基づく再生計画や更生計画の認可決定があつて、預託金債権の一部が切捨てになるという場合がありますが、このような場合であっても、ゴルフ場が営業を続けているときは、単に契約内容の変更があつたにすぎず、ゴルフ会員権そのものの性質は変わらないとして取り扱われますので、切捨てになった損失の金額があつたとしても、取得価額を減額することはしないことになっています。

つまり、取得価額はその会員権を実際に取得するのに要した金額となるわけです。

ちなみに、ゴルフクラブを退会して預託金の返還を受けるという場合は、会員権の譲渡ではありませんので、その損失は他の所得と損益通算できませんのでご注意ください。

